

## いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

### 1 日時

令和元年8月2日（金）午後3時15分～午後4時45分

### 2 場所

市立保健福祉センター5階 会議室1・2

### 3 出席者

#### (1) 委員（17名中 16名出席・3名代理出席）

- ア 杉本 こども部 部長 会長
- イ 辻 こども部 次長兼こどもを守る課長 副会長（新任）
- ウ 林 大阪府中央子ども家庭センター 次長兼相談対応第一課 課長
- エ 古山 大阪府寝屋川警察署 生活安全課 課長
- オ 村田 大阪法務局人権擁護部 第二課 係長
- カ 有山 市立啓明小学校 校長
- キ 一柳 市立中木田中学校 校長
- ク 笠谷 寝屋川市民生委員児童委員協議会 副会長
- ケ 羽根田 寝屋川地区人権擁護委員会 会長
- コ 五月女 寝屋川市社会福祉協議会 総務課長
- サ 平澤 健康部保健予防課 課長代理兼係長
- シ 吉田 人・ふれあい部 人権文化課 副係長（代理出席）
- ス 西村 福祉部 次長兼障害福祉課 課長
- セ 平野 学校教育部教育指導課 係長（代理出席）
- ソ 籠本 総合教育研修センター 係長（代理出席）
- タ 川原 社会教育部青少年課 課長

#### (2) 欠席委員

青山 寝屋川市医師会 副会長

#### (3) コーディネーター

中村 中村善彦法律事務所 弁護士

#### (4) 事務局

ア 岡本 こどもを守る課 係長

- イ 津田 こどもを守る課
- ウ 北中 こどもを守る課
- エ 橋本 こどもを守る課

(5) 関係職員

- ア 池 管理監
- イ 荻野 危機管理監

4 会議内容

(1) はじめに、杉本会長より、いじめ問題対策連絡協議会の開催に伴い、挨拶がなされた。

(2) 新任委員紹介

事務局（こどもを守る課岡本）から、大阪府中央子ども家庭センター次長兼相談対応第一課長の林氏が、後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。次に、大阪法務局人権擁護部第二課係長の村田氏が、後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。また、寝屋川市立小学校校長会長の有山氏が新たに就任された旨の説明がなされた。次に、寝屋川市立中学校校長会長の一柳氏が、後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。また、人・ふれあい部人権文化課長の阪本氏が、後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。次に、今年度から寝屋川市が中核市に移行したことに伴い、寝屋川市立保健所から、健康部保健予防課課長代理兼係長の平澤氏が、委員として新たに就任された旨の説明がなされた。また、事務局のこどもを守る課において、辻が委員として就任している旨の報告がなされた。

新任委員の紹介に併せて、委員の任期は、要綱第4条第1項の規定に基づき、前任者の残任期間である令和2年12月3日までとなっている旨の説明がなされた。

最後に、本会議では、広瀬新市長のもと、いじめ防止を一層推進するため、新たな対策の構築を予定しており、当該対策を担う寝屋川市の池管理監及び荻野危機管理監が出席している旨の報告がなされた。

(3) 副会長の選任

津田副会長の委員退任に伴い、いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の第6条

第1項に基づき、新たに副会長を選任する旨の説明がなされた。

この説明について、川原委員から、前任のこどもを守る課課長の津田氏の後任であるため、こどもを守る課辻委員が推薦され、委員からの異議がなかったため、辻委員を副会長に選任することが決定された。

(4) 会議の公開・非公開の決定

本会議においては、不開示情報を会議の資料又は議題とすることを予定していないため、原則として本会議を公開としてよいか提案があった。

この提案について、委員から異議がなかったため、原則、公開とすることが決定された。

(5) いじめ防止対策等の取組について

辻副会長から、資料3に基づき、いじめの認知件数等についての説明がなされた。

次に、事務局（こどもを守る課岡本）から、資料4に基づき、令和元年度における本市及び関係機関・団体のいじめ防止等の取組について、委員からそれぞれの所属の取組内容を一言ずつ紹介するよう求められた。

〔辻副会長（こどもを守る課）〕

こどもを守る課は、いじめ防止等に係る組織として、本会議であるいじめ問題対策連絡協議会の事務局として、年2回（8月、2月）の実施を予定している。また、いじめに係る重大事態が発生した場合、必要に応じて再調査を行う、いじめ問題再調査委員会をあらかじめ設置し、迅速な対処を図ることができるようにしている。

次に、相談体制の整備・周知として、臨床心理士を配置する他、子ども専用フリーダイヤルを設置し、相談に対する支援に取り組んでいる。

また、市ホームページにおいて、「いじめのサイン『守ってあげたい』」を運営し、いじめの兆候への気付きを促し、相談につなげる取組を行っている。

次に、幼児期からのいじめ防止の取組として、就学前児童への啓発リーフレットの配布を実施し、相談窓口の周知を図った。また、夏季休業明けに市内各小中学校（私立含む。）、市内高等学校の児童・生徒に対し、啓発リーフレット及びいじめのサイン「守ってあげたい」利用啓発カードの配布を行う。

最後に、児童虐待・いじめは子どもへの人権侵害であることを広く周知す

るため、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、市内四駅周辺において、啓発活動を行うとともに、各小中学校、公共施設にのぼりを設置する。

〔有山委員（市立小学校）〕

いじめ防止基本方針を各学校で策定しており、その方針に基づき、いじめ対応のための組織をつくり、いじめ認知については、教職員単体で対応せず、組織として対応することを徹底している。

また、いじめのアンケートを年4回以上、36校すべてで実施している。子どもたちが自身の状況だけでなく、知っている範囲で困っている人がいないか調査することも踏まえた、アンケート項目を作成している。各校において、様々な工夫を加えながら、校長会で情報共有し、より実態に即したアンケートの実施に向けて内容を検討している。

未然防止の取組としては、児童自身が自分の意識を高めるために、道德教育の推進やケータイ・スマホの使い方講座を開催している。また、中学生サミットに加え、小学生サミットを開催しており、いじめ撲滅のために自分たちに何ができるかを児童達に考えてもらっている。今までのサミットでは、いじめ撲滅劇を開催していたが、今年度から劇は行わず、今まで取り組んできた部門発表を拡大し、いじめ撲滅の啓発活動を行っている。

〔籠本係長（市総合教育研修センター）〕（遠藤委員代理）

総合教育研修センターでは、相談体制の整備・周知として、臨床心理士を配置し、教育相談（さわやかライン）並びに、子ども専用フリーダイヤル電話相談を実施している。教育相談では、臨床心理士が相談を受け、学校につなげる等の対応をしている。また、子ども専用フリーダイヤル電話相談では、小学校3年生から中学校3年生までを対象に、フリーダイヤルの電話番号が記載されたカードを配布し、窓口の周知を図っている。

〔平野係長（教育指導課）〕（山口委員代理）

教育指導課では、いじめ防止等に係る組織として、平成28年度にいじめ問題対策委員会を設置し、重大事態が発生した場合、事実関係を調査できるようにしている。

また、定例会議を年3回開催している。今年度は6月に開催し、有識者から、いじめの未然防止に係る助言を頂いている。

次に、相談体制の整備・周知として、スクールカウンセラーによる相談活動を実施している。各中学校区にスクールカウンセラーを1名配置し、子ども達からの悩み相談、いじめの未然防止及び早期発見等に努めている。子どもたちからは、学校生活全般に関する相談が寄せられており、相談内容に寄り添いながら活動している。

また、福祉的なアプローチを取り入れることで、関係機関との連携を促進し、いじめ問題等の解決を図る取組として、学校にスクールソーシャルワーカーを配置している。いじめ等の問題行動の背景には、子ども達が家庭環境などで課題を抱えているケースが多い。いじめ問題に対して、組織として丁寧に対応するため、スクールソーシャルワーカーがケース会議に参加し、助言を行う他、講師として教職員の研修を実施することで、スキルアップを図っている。

次に、教育相談活動では、今年度も小学校1年生と小学校3年生を対象に、教育相談員による巡回参観を実施し、児童への具体的な支援方法等について助言している。また、教育相談員は、小・中学校からの要請に応じて、適宜学校に派遣している。

その他の取組としては、ピア・サポート事業を行っている。小学校6年生が中学校生活へスムーズに進学できるよう、豊かな人間関係を築き、いじめが起きにくい土壌を形成することを目的として、ハートプログラムを実施している。

〔川原委員（青少年課）〕

青少年課では、子どもへの暴力防止プログラム（CAP）の取組を実施している。子どもが虐待、いじめ等の暴力に主体的に対応するためのプログラムであり、小学校3年生と小学校6年生を対象としている。

また、子どもへの暴力防止プログラム（CAP）の内容を保護者に周知することを目的に、おとなのCAPを実施している。おとなのCAPについては、9月に市内コミュニティセンター6か所で1回ずつ実施している。

〔西村委員（障害福祉課）〕

いじめ防止に特化した取り組みではないが、障害の有無がいじめの原因とならないよう、寝屋川市内障害者団体6団体と協力し、12月3日から9日の

障害者週間に、寝屋川市駅前では障害者理解のための啓発活動を毎年行っている。

また、障害者差別解消法に係る市民向けの理解啓発研修を市民共同で実施し、障害者差別についての理解を深め、今後も市民向けの研修を活発にしていくことを考えている。

〔平澤委員（保健予防課）〕

こころの健康相談では、過去のいじめや不登校の積み重なりが要因で、大人になる年齢で精神的な問題を抱えるケースが多い。

また、発達障害等について、小中学校では、周囲と違う言動をしてしまうことがいじめの対象になりやすいと考えるが、今後、学校側とどのように連携を取り、フォローをしていくことができるかを検討している。

〔羽根田委員（寝屋川地区人権擁護委員会）〕

寝屋川地区人権擁護委員会では、大阪法務局人権擁護部と連携し、相談体制の整備・周知として、「子どもの人権 110 番」電話相談、子どもの人権 SOS ミニレター、子どもの人権 SOS-e メールを実施している。

子どもの人権 SOS ミニレターでは、小・中学校の児童生徒を対象にミニレターを配布し、悩みがある児童生徒への相談対応を図った。

また、啓発活動として、人権教室、人権の花運動等を実施している。これらの活動では、人権について啓発するとともに、いじめ問題についても取り上げている。大阪法務局だけでなく、人権擁護委員等の関係機関と協力して、人権の大切さを教える事業を展開している。

「子どもの人権 110 番」電話相談では、昨年度の 8 月 29 日から 9 月 4 日までの時期に、電話相談の受付を行った。

人権の花運動は小・中学生人権教室と協力して実施しており、今年度は、市内 2 校の小学校を対象としている。

また、NTT ドコモと連携し、ネットいじめ等についての人権教室等を開催していく。

その他の取組としては、中学生に夏休み期間中に人権作文を書いてもらい、9 月から審査を実施し、12 月当初に人権作文の表彰式を行う予定である。

〔五月女委員（社会福祉協議会）〕

社会福祉協議会では、相談体制の整備・周知として、まちかど福祉相談所を市内6エリアに設置している。相談員については、社会福祉協議会が開催する、相談員の養成研修を修了した地域住民の方々に、当番制で概ね週1回対応してもらっている。

〔林委員（中央子ども家庭センター）〕

大阪府中央子ども家庭センターでは、いじめに関する相談体制として、来所や電話による相談を受けている。また、子どもからの相談を24時間受ける子ども専用の「子どもの悩み相談フリーダイヤル」を設置している。

子ども家庭センターでの来所や電話による相談では、被害児について相談を受ける場合と、加害児について相談を受ける場合がある。被害児や保護者の気持ちに寄り添い、子どもに何か症状が出ているようであれば、心理検査や医療機関につなぐなどの対応をしている。加害児については、警察からの触法通告などが相談のきっかけになることもある。

また、「子どもの悩み相談フリーダイヤル」では、子どもからの電話相談を受け付けているが、電話相談だけで解決するケースもあれば、来所につなげて来所相談対応するケースもある。

〔古山課長（大阪府寝屋川警察署）〕

警察でのいじめに関する考え方として、以前は、学校内で発生したいじめについては、学校及び保護者が警察に相談することは多くなかった。しかし、近年では、学校及び保護者から相談があった場合、積極的に対応している。

各学校・教育委員会等とは、学警連絡会を通じて、情報交換も行っている。

いじめについては、被害側が加害側等と話し合いを重ねても折り合いがつかない場合、警察に相談が掛かる。

発達問題や家庭環境等から、子どもの気持ちのはけ口が他の子どもに向かうこともあるため、いじめ問題については、関係機関と連携し、対応することが必要である。

〔杉本会長〕

特にフリーダイヤル関係の相談件数が多いと見受けられるが、こどもを守る課における相談内容について可能な範囲で紹介してもらいたい。

〔事務局（こどもを守る課津田）〕

事務局（こどもを守る課津田）からフリーダイヤルにあった相談内容について、紹介があった。

〔籠本係長（総合教育研修センター）〕

昨年度における相談は友人関係に対する悩み等の相談内容が多かった。

〔杉本会長〕

学校のいじめアンケートについて、学校ではどのような形で評価、チェックをしているのか。

〔一柳委員（市立中学校）〕

年に4～5回、アンケートを実施している。アンケート結果から得た情報について、いじめ防止対策委員会で共有しており、いじめの早期発見に対する意識の醸成に努めている。アンケートの保管については、適切な保管期間等を協議しているところである。

〔有山委員（市立小学校）〕

フリーダイヤルなど、子ども達が意見を発信する機会が定期的にあることから、子どもたちに異変があった場合は、いじめ防止対策委員会の定期的な開催に加え、適宜開催するようにしている。

#### (6) 児童虐待防止・いじめ防止の合同街頭啓発について

事務局（こどもを守る課岡本）から、児童虐待防止・いじめ防止の街頭啓発として、令和元年11月1日午後5時から市内4駅（京阪寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅、JR寝屋川公園駅）周辺で実施される旨の説明がなされ、関係機関への協力が要請された。

#### (7) 事例紹介

中村コーディネーターから、令和元年6月12日に公表された、吹田市で発生した、いじめ事案の調査報告書をもとに以下のような考察がなされた。

##### 1 「いじめ拡大の要因」

吹田市の事例では、いじめ拡大の要因が3点挙げられる。

小学校1年生時、担任の体調不良により他の教員が代替的に業務を担い、児童たちの変化に目が行き届かなくなった点。

小学校2年生に進級後、担任が長期休暇に入ってしまう、他の教員による業務代行ではクラスが落ち着かず、被害及び加害児童の様子に気づきに



くい状況となった点。

最後に、被害児童が回答したアンケートをいじめとして取り上げなかったことで、児童の学校及び教員に対する不信感と諦めが深まってしまった点である。

## 2 「評価の見誤り」

被害児童がアンケートに回答した内容を、いじめとして取り上げなかったことで、被害児童について学校内で情報共有出来ず、組織的な対応が出来なかった。

また、学校では「いじめ不登校虐待防止委員会」が設けられていたが、いじめよりも不登校事案に重点が置かれていた。

教員だけにいじめの判断を委ねるのではなく、個別対応とケース全体を見立てるコーディネーターとして、スクールソーシャルワーカー等の存在が必要である。

## 3 「アンケートの保管」

保管期間及び破棄の方法は各教員に委ねられており、いじめ事案が発生した2015年、2016年2学期のアンケートは破棄あるいは紛失していたため、被害児童の訴えを把握できなかった。

定期的なアンケートの実施と、アンケートに基づき対策委員会を設置する仕組みはあったが、十分に活かすことができなかった。

## 4 「第三者委員会設置の時期」

2017年4月の段階で、被害者及び加害者の双方から、第三者の関与を求める要望があった。しかし、そのような要望があることを教育委員会の上層部が把握したのは、同年6月だった。

## 5 「加害児童間の問題」

加害児童間でも人間関係に優劣があり、いじめに加担しなければ、自分がいじめの対象になる恐怖心が背景にあったと考えられる。

[辻副会長（こどもを守る課）]

コーディネーターの不在が課題として挙がっていたが、どのような形の対応が必要だったのか。

[中村コーディネーター]

スクールソーシャルワーカー等の客観的な立場の人物がケース全体を見立て、組織としてどのように対応すべきか指揮を執る必要性があったのではないかと考える。

ケース全体を取り仕切る立場として、専門職を活用する方法が有効ではないかと考える。

スクールロイヤーという、学校を支援する法律家の活用も、対応としてあり得るのではないかと考える。

#### (8) いじめ問題に対する体制の整備について

危機管理室から、いじめ問題に対する体制の整備（案）について、以下の説明がなされた。

これまでのいじめ問題に対する体制では、子どもを守る課、教育委員会、学校等が連携し対応してきたが、第三者が関与し、即応できる体制を構築していく意義が大きいと考え、体制整備を行うこととした。

体制整備の目的として、児童、生徒の健全育成、安心、安全の更なる確保、迅速かつ的確に対応する体制の確立を目指している。

新たな体勢として、相談者（児童、生徒、保護者、学校、地域等）から相談があれば、危機管理室で状況を聴取し、聴取後、学校へ調査を依頼し、調査結果を報告してもらおう。また、危機管理室としては、過去のいじめの状況等について、様々な情報が教育委員会に集約されていると考えており、教育委員会とも連絡調整及び照会を行うなど、周辺情報を確認し、加害者又は学校及び児童、生徒にアンケートを行うことで、状況調査を実施する。一定の状況を把握した場合、危機管理室は市長に状況を報告し、判断を仰ぐ。最終的に、子どもを守り、教員のアシスト等を行うため、学校設置者として、市長が学校に対して、監督及び指示を行う。

医療機関、地域、警察等の関係機関からの通報についても、対応及び連携していく。

この仕組みを全てのいじめ案件に適用し、いじめ案件を一元管理する。

日常的に電話等で相談されるいじめ案件についても、危機管理室で一元管理し、いじめ予防に取り組むことで、事態の重大化、深刻化を未然防止する。

危機管理室の役割として、学校がいじめ案件に対応出来る体制を整備し、

学校に対してモニタリング等を実施することで、支援をしていきたい。

緊急対応等が必要な場合、危機管理室も現状の体制に参加し、支援をしていく。また、これまで学校が主体的に取り組んでいるアンケートについて、危機管理室からも児童生徒に対してアンケートを実施し、いじめ案件の有無を把握する。

子どもたちの状況を把握し、学校、教員だけでなく、市長部局が子どもたちのメッセージを取り零さず対応することで、子どもたちを守れる新たな組織を構築していく。

新たな組織を構築中であることを報告するとともに、これまで様々な形で関わって頂いている有識者の方々から助言をもらい、この秋、そして、新年度に向けて新体制を構築していきたいと考えている。忌憚のないご意見等を危機管理室又はこどもを守る課に頂きたい。

寝屋川市の子どもたちを守るため、更なる体制強化にご尽力、そして、ご助言、ご指導を頂きたい。

他の案件についての確認が行われたが、提案がなかったことから会議は終了し、散会となった。